

広島市市民後見人養成事業について

1 事業概要

認知症高齢者等の増加が見込まれ、弁護士等の職業後見人の不足が懸念される中、高齢者等が尊厳を保ち、判断能力が十分でなくなっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、後見等の業務を適正に行うことができる市民による後見業務の担い手（以下「市民後見人」という。）を養成することを目的として、広島市市民後見人養成事業を平成29年度から市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に委託して実施している。

2 事業の流れ

- (1) 市民から募集、事業説明会の実施
- (2) 研修の受講（基礎・実践）
- (3) 広島市市民後見人候補者バンク（以下「バンク」という。）登録
- (4) 「かけはし」及び「こうけん」の支援員として権利擁護活動に従事
- (5) 家庭裁判所からの市民後見人候補者の推薦依頼又は市社協からの複数選任の意向があった場合、広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会において推薦者を選考
- (6) 家庭裁判所への後見人候補者として推薦
- (7) 家庭裁判所から後見人等として選任
- (8) 市社協の支援を受けながら市民後見人として活動

3 事業実績について（令和4年3月1日現在） (人)

	平成29年度 (第1期生)	平成31年度 (第2期生)	令和3年度 (第3期生)	合計
応募者数	16	37	3	56
研修修了者数	15	30	3	48
バンク登録者数	12	21	0	33
市民後見人	1	0	0	1

バンク登録者の登録状況（令和4年3月1日現在） (人)

	平成29年度 (第1期生)	平成31年度 (第2期生)	令和3年度 (第3期生)
「かけはし」生活支援員	10	21	0
「こうけん」後見支援員	(2)	0	0
未登録	2	0	0

（※）後見支援員は生活支援員の登録者から委嘱している。

4 課題

- ・ コロナ禍によりバンク登録者の権利擁護活動実績が積めない状況が続いているため、結果的に受任につながっていない。
- ・ 現在の市民後見人の受任形態は市社協の法人後見との複数後見となっているため、法人後見の受任の範囲内に限られる。
- ・ 市民後見人の養成等に関する検討委員会のあり方（位置付け）をどうすべきか整理が必要であると考える。